

架空請求に気をつけて！

“身に覚えのない通知は連絡しないで、無視しよう。”

「ある日突然、こんなへんなハガキが届いたけれど、身に覚えが全くない！ 気味がわるい！ どうしたらいい？」という相談が村内でも多く寄せられています。

あなたにも、こういう通知が届くかもしれません。届いた時にあわてないためにも、こういった詐欺行為があることを知ってもらい、届いても**絶対に連絡をとらないように**しましょう！

誤って連絡をしてしまった場合は、早めに松本消費生活センターへ相談してください。

民事訴訟裁判通達書

本人をあわてさせるためのワナ

今回、貴方に対する民事訴訟裁判の訴状が提出された事を通達いたします。

どの会社かあいまいに示すワナ

貴方は回収業者及びお取引契約会社に対しての契約不履行につき原告側が提出した訴状を管轄裁判所が受理した事をご報告いたします。下記の裁判取下げ期日を過ぎますと改めて出廷命令通知が届きますので記載期日に出廷して頂くようお願い致します。こちら民法 188 条に基づいた財務省認可書となっておりますので出廷を拒否されますと原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置と致しましては被告の**給与及び、動産物、不動産物の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行**させていただきます。また、履行執行官による**[執行証書の交付]**を承諾して頂くと同時に債権譲渡証明書を 1 通郵送させていただきますのでご了承ください。尚、書面通達となりますので**個人情報保護の為、詳しい詳細等は当職員までご連絡ください。**

信用があるようにみせかけるワナ

脅し文句のワナ

急いで電話をかけさせようとするワナ

電話をかけさせるためのワナ

ご連絡なき場合には本書を勤務先等へ郵送させていただきます。

信用がある組織を装うワナ

裁判取下げ期日 平成 19 年 月 日

〒110 - 0003

東京都中央区日本橋 1-6

財団法人 管財局

03-5331-xxxx (管理部)

電話受付時間 9 : 00 ~ 18 : 00 (土・日・祝日を除く)

業者は何らかの名簿から、大勢の人にはがきを送りつけています。

連絡をとってしまうと氏名・電話番号・勤務先を聞かれ、執拗な取りたての電話がくるようになります。**更に個人情報漏れるのを防ぐためにも、絶対に連絡をとらないように**しましょう。

役場 総務課

82 2001 / 松本消費生活センター

0263 35 1556